

Title	〔商法三六〕 約束手形上になした支払拒絶宣言の効力 (福岡地方昭和三五年二月二九日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.2 (1964. 2) ,p.96- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640215-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三六〕 約束手形上になした支払拒絶宣言の効力

（福岡地方昭和三五年二月二十九日判決
昭和二十九年（ワ）第一三〇六号約束手形金請求事件
下級民集一巻二四四三七頁）

【判示事項】 支払担当者が満期日の呈示に対し支払を拒絶する旨を手形面上に記載した約束手形につき、その後拒絶証書作成期間経過前になされた裏書の効力

【参照条文】 手形法第七七条、同第二〇条、同第一七条

【事実】 被告Yは、訴外Aに対し、昭和二十八年十月二十四日、金額十万円・満期同年十一月二十五日・支払場所F銀行本店とした約束手形一通（本件第一の約束手形）および、昭和二十八年十月二十六日、金額二十万円・満期同年十一月二十七日・支払場所右同様の約束手形一通（本件第二の約束手形）を振出した。

Aは、昭和二十八年十一月二十四日、右約束手形二通をF銀行に取立委任のために裏書したが、右はいずれも支払拒絶となり、F銀行から満期後Aに返還された。その際、各手形には、満期日に呈示されたが預金不足のため支払拒絶する旨のF銀行の附箋が、同銀行の契印とともに糊付けされていた。

Aは、本件手形をその後原告Xに拒絶証書作成を免除して裏書譲渡したが、本件第一の約束手形の裏書日附欄には「昭和二十八年十月二十六日」、本件第二の約束手形については「昭和二十八年十一月二十七日」、とそれぞれ記載された。

ところで、Yは昭和二十八年十一月二十六日Aに対し、本件第一および第二の約束手形合計金三十万円の支払として、現金十五万円を支払うとともに新たに金額十五万円の約束手形を振出・交付し、それとともに右新手形の一ヶ月分の利息として金一万五千円を支払ったのであつて、A Y間においては、Aは本件第一および第二の約束手形を支払済みとしてYに返還する約束がなされた。

原告Xは、本件第一および第二の約束手形金三十万円および利息の支払を命ずる判決を求めて本訴を提起した。

被告Yは、請求棄却の判決を求め、次の如く抗弁した。すなわち、第一に、本件第一の約束手形がXに裏書譲渡されたのは昭和二

十八年十一月二十八日であり、本件第二の約束手形がXに裏書譲渡されたのは同年十一月二十七日(誤植?)であるから、Yは右期間後裏書によつて手形を取得したXに対し、Aに対する支払済みの抗弁事由を以て対抗できるものである。

第二に、かりにAからXへの本件各手形の裏書譲渡が期限後裏書に該当しないとしても、XはYがAに対して有する前記抗弁事由の存在を知つて右各約束手形を取得したものであるから、Yは手形法第十七条但書により右抗弁事由を以てXに対抗できる。

第三に、さらに右悪意の抗弁が認められぬとしても、満期に支払拒絶となつたことが明白な本件第一および第二の手形を取得するにあつては金融会社であるXは何故支払拒絶となつたかを調査するのが取引上当然の処置である。この当然なざるべき調査をせずに本件第一および第二の約束手形を取得したXは前記抗弁事由の不知につき重大な過失があるといわねばならない。このように手形債務者の前者に対する抗弁事由の存在を重大な過失によつて知らなかつた譲受人に対しては、債務者は手形法の善意取得ならびに人的抗弁切断の制度の趣旨からして条理上前者に対する抗弁事由を対抗できるものと解すべきである。

【判旨】原告敗訴。

本件各手形のAからXへの裏書が実際何時なされたかについては、各支払拒絶証書作成期間経過後にこれがなされたと確認するに足る証拠はない。従つて手形法第二十条第二項の趣旨からして、支払拒絶証書作成期間経過前になされたものと認むべきである。

しかしながら、証拠によれば、AがXに対して本件各手形を裏書譲渡するときは既にそれぞれ満期を経過した後であり、本件第一の約束手形表面には、交換・昭和二十八年十一月二十六日・支払済の文句を円で開つたスタンプ印が押捺され且つ同日呈示を受けたが預金不足のため支払拒絶する旨のF銀行の附箋が同銀行の契印とともに糊付けされており、その裏面最後の受取記載欄には、交換・昭和二十八年十一月二十六日・F銀行R支店の文句を円で開つたスタンプ印が押捺されていたものである。また本件第二の約束手形についても同様にスタンプ印および附箋(但し日附は昭和二十八年十一月二十七日)があつたものである。従つて本件第一および第二の約束手形の裏書譲渡を受ける際Xはそれがいずれも既に右附箋ならびにスタンプ記載の日に支払場所で呈示され支払拒絶となつた不渡りの事実を十分承知していたことが認められる。

手形法第二十条期限後裏書に関する規定はもとも既に支払が拒絶されたか又は手形金が本来的に支払われるべき期間を経過しなからしかも何かの事情で支払われないことが証券上明白になつた後に行われた裏書は最早遡求の段階に入つた後であるから流通を促進するため裏書に認められた特別の効力を認める必要がないため指名債権譲渡の効力しかないものとしたのである。

故に満期後支払拒絶証書作成期間経過前の裏書であつても前記のとおり取引通念に照らし支払呈示期間内に呈示され、支払拒絶となつたことが手形面上一見明白となつた後になされたものであれば手形法第二十条の趣旨からしてその裏書を指名債権譲渡の効力しか有

しないと解するのが相当である。

この場合支払拒絶証書の作成がないことについてさほど考慮を払う必要はない。支払拒絶につき支払拒絶証書の作成が要求されるのは遡求について支払拒絶の事実が、当事者の利害に重大な影響を及ぼすからであつて、手形の流通促進を目的とした抗弁切断の制度を考へる場合はまた趣を異にするからである。しかも本件の場合Aは受取人であり、またXはこれより拒絶証書作成を免除の上裏書を受けたものであるから両名共支払拒絶証書作成の必要性は何等存しないのである。

右に述べたところからしてYはXに対し、Aに対する支払済みの事由を対抗できるといふべきである。

のみならず、証拠を総合すると(特に、AはかねてよりXより金を借用してこれを更に他に貸与していたもので、本件借入金利息もYからAを経由してXの手に渡つていたものであり、当事者間ではXがYに対する直接の貸主同様に遇されていたこと、および本件各手形の裏書の事情等を総合すると)、XはAより本件各手形の裏書譲渡を受ける際にAがYよりその支払を受け本件各手形をYに返却すべきであつた事由を知つていたものと推認することができ

る。

以上によりYはXに対し前記本件約束手形に関する抗弁事由を対抗できるものといふべきであるから爾余の点を判断するまでもなく

Xの本訴請求は失当として棄却すべきである。

【評釈】 Xの請求を棄却する本件判決の結論には賛成であるが、期限後裏書についての判決理由には賛成できない。むしろ、本件では、Yは悪意の抗弁を以てXに対抗し得るのであり、判決理由としてはそれで必要充分なのではなかつたらうか。

手形の裏書にあつては、その流通力を増大せしめるために、他の債権譲渡行為に比して特殊の効力が与えられて居り、人的抗弁の切断(手形法第一七条)もそのひとつであるが、手形の流通保護も当該手形が本来的に流通すべき期間に限られ、それを経過した後にあつては原則的な債権譲渡の効力に立ち戻るのは当然であるといえよう。そのような意味で指名債権譲渡の効力しか賦与されていない裏書が期限後裏書であつて、そして、如何なる時点を以て以後の裏書を期限後裏書とするかは、立法政策にもとづくこととなる。

旧商法第四六二条は、「支払拒絶証書作成ノ期間経過ノ後所持人カ裏書ヲ為シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ」と定めていたが、支払拒絶証書作成期間経過前といへども、支払拒絶証書が現実には作成されれば、支払の拒絶は何人に対しても明らかとなるのであつて、当該手形を流通保護の対象からははずしてよい。そこで統一条約にもとづく現行手形法においては、その第二〇条により、支払拒絶証書作成後又は支払拒絶証書作成期間経過後の裏書を以て期限後裏書としている。右の立法理由をもう少し精細に見ると、期限後裏書における効力の制限は、公正証書たる支払拒絶証書作成後又は同作成期間経過後の手形においては、それらがすでに不渡とな

したものであることが券面上明らかであることによるのである
(Staub-Stranz, *Komm. zum W. G.*, S. 278).

それゆえ、満期日の显示において現実に支払が拒絶されても、拒絶証書が作成されずに拒絶証書作成期間内に裏書がなされた場合には、それは期限後裏書となるものでないことはいうまでもなく(昭三判集一・二二最高裁判所裁)、また期間内における譲渡人がその支払拒絶の事実を知つてたとしても同様である (Staub-Stranz, *a. a. O.*, S. 279; Jacoby, *W.-und Sch.-rech.*, S. 620).

ところで、本判決は、支払拒絶証書の作成がなく且つ支払拒絶証書作成期間経過になされた手形裏書において、その支払が拒絶されたことが手形の券面上一見明白である場合があることを認め、その場合には、手形法第二〇条の趣旨からして、そこになされた裏書を期限後裏書と同一の効力を有するものと解すべきであるとしているのである。このような本件判決の立場からすれば、結局手形法第二〇条一項但書は効力の制限される場合を例示的に挙げているものと解されることとなるに至るが、裏書の効力の安定を害するものであつて右のような結果は是認し得ない。

ここで提起されている問題は、次の二点すなわち、第一に、支払拒絶証書の作成あるいは同作成期間の経過以外に支払拒絶の事実が手形の券面上一見明白である場合というものが現行法上存し得るかという点、第二に、若し右のような場合が存し得るとすれば、その場合には手形法第二〇条の適用ないし類推適用が認められるかという点、であるが、商業取引の用具として手形がその流通力を担保す

るために高度の形式性が要求されることからして、問題は結局右のうち第一の点に集約されることとなる。

そもそも、実体的な事実と形式的な券面上の記載というものの間には、必然的な同一性というものはあり得べくもない。もちろん、形式的な券面上の記載は実体的な事実を正しく表彰することが望ましいが、望ましいことであるということからしてすでに、そこには蓋然的な同一性しかあり得ないわけである。そして手形法は、手形が本来輾転流通すべきものであることから、その蓋然的な同一性に着目して、実体と記載との齟齬の際に記載に効力を与えることによつて流通力の増大をはかるうとする。流通の後者にとつては、自分が直接に関与しない事実を実体的に把握することはほとんど不可能な事柄だからである。

しかしながら、右のような形式性の尊重の要請は、他面において、法の認める記載事項の限定ということを生ずる。形式的な券面上の記載が、流通力を阻害するようなものであれば、それはいわゆる有害の記載事項として手形自体の効力に影響を及ぼすものであるし、また手形自体の効力に影響を及ぼさぬ場合にも、いわゆる無益的記載事項としてその記載自体がないものと同じに扱われる。

記載と実体的な事実との間にはもともと蓋然的な同一性しかないのだから、例えば債務者の有する或る抗弁事由を手形面上に記載したところで、流通の後者にとつては、明らかであるのは記載という形式であつて、すなわち蓋然性だけしか判らないわけである。それゆえ、流通の後者がその記載に対抗する実体的な事実をつぎとめね

ばならないとすれば、手形の流通は甚だしく困難となる。

これを問題となつている期限後裏書について見れば、もともとその立法趣旨は、当該手形が既に不渡になつたことが形式上明白になつた後に行なわれた裏書については、流通促進のための裏書に認められた特別の効力を最早認める必要がないということであることは本件判決の述べるとおりであるが、手形法第二〇条の要件の意味合いは、公正証書である拒絶証書によるかあるいは拒絶証書作成期間の経過という何人にも明白な事実によるかそのいずれかによつてのみ当該手形の不渡が形式上明白になるものであつて、それ以外の記載を以てしてはたかだか不渡の事実があつたことの蓋然性しか明白にならないということに存する。

本件においては、支払担当者である銀行が支払拒絶の旨を記載証明しているが、譲受人にとつてこの手形面上から知り得るものは記載自体でしかなく、この記載に対応する実体的な支払拒絶が事実として存したかどうかは、この記載のみからでは判らない筈である。

この点について本件判決は、銀行の支払拒絶の記載を以て「取引通念に照らし支払提示期間内に呈示され、支払拒絶となつたことが手形面上一見明白となつた」としているが、取引通念上、このような支払担当銀行の記載・証明が通常の記載より価値が高いとしても、それは、特別の法的な擬制的な効力賦与のない限り、蓋然性のより高さを示すに過ぎない。いい換えれば、支払担当銀行の記載・証明が実体的な事実と齟齬した場合に、その形式的記載の方が法的に効力を持つてなければ、ここでは、記載によつて事実が「手形

面上「一見明白になつた」とはいえない筈である。この点で、銀行の支払拒絶宣言の持つ意義が、手形においてと小切手においてとは根本的に異なる（小切手法第二四條、同第三九條參照）。そしてこの差異は、信用証券と支払証券との性質的な差異から演繹されて来るところの実質的理由を有しているものである（伊沢「手形法小切手法」五七一頁、大橋「小切手法」一五六頁）。

あるいは、本件判決が、銀行のなした支払拒絶の記載・証明によつて、Xが譲受人としてすでに支払拒絶の事実のあつたことを知つていたという事実認定をしているものであるとしても、その譲受人は手形法第二〇条の期限後裏書にあたらぬことは先に述べたとおりである。

本件において、支払担当者である銀行が預金不足を理由に支払を拒絶しているが、このことは当然には法律上何等の致命的欠陥を本件手形に与えるものでもない。所持人ないしその後者は、拒絶証書作成期間を経過するまでは振出人自身の支払を期待して行動することも可能なのであつて、右期間内においては拒絶証書を作成することによつてはじめてその期待がとどまるのである（いうまでもなく、拒絶証書作成義務免除の場合でも拒絶証書は作成し得る）。この点について判決は、「支払拒絶につき支払拒絶証書の作成が要求されるのは遡求について支払拒絶の事実が当事者の利害に重大な影響を及ぼすからであつて、手形の流通促進を目的とした抗弁切斷の制度を考へる場合はまた趣を異にする」と述べているが、これは、期限後裏書は「最早遡求の段階に入つた後であるから流通を促進するため裏書に認められた特別の効力を認める必要がないため指名債権讓

渡の効力しかないものとしたのである」ということと、みずから矛盾するものであると思う。「手形の流通促進を目的とした抗弁切断の制度」というのは裏書の効果そのものであつて、本来手形が附有着している制度であり、それが特に不渡後その効力をうばわれるものであるから、「支払拒絶の事実が当事者の利害に重大な影響を及ぼす」という点では遡求の場合におけるのと当然に一致する筈である（小切手において銀行の支払拒絶宣言作成後の裏書が期限後裏書となるのは、その作成が遡求のための要件であることに対応するものである）。またかりに期限後裏書と遡求とをまつたく別個に考えても、現行法上支払拒絶証書の作成が期限後裏書の条件の一つとして採用されているのであるから、本件判決のようにいつて見ても実益はない。

先に引用した最高裁判所の昭和三十一年二月二日判決の事件では、その上告理由等から事案を推測すると、約束手形の取立委任を受けた銀行が昭和二十八年一月十七日（その手形の満期日と同じ）の日附で支払拒絶の附箋を附して被告告人に裏書譲渡（裏書日附は同年一月十九日）して居り、上告人はそれが期限後裏書であると主張するのに対し最高裁は、「単なる支払拒絶後の裏書は右但書前後に該当せず」としてその主張をしりぞけている。

支払担当者である銀行が支払を拒絶したからといつて、自身に何等の對抗さるべき抗弁事由を有していない被裏書人が、支払拒絶証書の作成もなくまた拒絶証書作成期間も経過していない場合に、前者に対する抗弁事由を以て債務者から對抗されるべきではなく、こ

の点につき本件判決には賛成できない。

次に、本件においては、XがAから本件各手形の裏書を受ける際にAがYから手形金の支払を受け本件各手形をYに返却すべきであつたという事情を知つていたものと認定しているのであるから、Yは、手形法第一七条但書のいわゆる悪意の抗弁として、右のAに対する抗弁事由を以てXに對抗し得る。

いわゆる悪意の抗弁は、裏書の効果としての抗弁切断に対する例外であつて、期限後裏書の場合にはもとと抗弁切断がないのであるから両者は二律背反的なものであり、これを併記していることも判決理由としては難があるといえよう。

なお、本件判決については、「約束手形にあつても、支払場所として通常は振出人の取引銀行が指定され、また拒絶証書の作成が免除されているのが通常であるから、かような場合には、支払銀行の支払拒絶宣言を小切手のそれ（小切手法第 三九条参照）と同様に解して差支えないものと考へる」として、判旨に賛成される大原栄一氏の評釈がある（ジュリスト二七九号七八頁）ことを附記する。

（倉沢康一郎）